

水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画(第8次基本計画)の概要

本県の栽培漁業の現状と課題

【本県栽培種の水揚実績】

単位:トン

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
ヒラメ	161	141	114	98	87	100	107
ホシガレイ	0.4	0.5	0.5	0.5	0.7	1.3	1.3
エゾアワビ	292	209	147	140	119	97	78
ウニ類	99	97	77	68	88	74	94
マナマコ	50	26	27	34	17	35	24

【これまでの放流計画と実績値】

	計画値	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
ヒラメ	110万尾	50	113	117	116	114	115	139
	50-60mm	60	60	60	60	60	50	50
ホシガレイ	10万尾	3	3	0.5	1	0.5	1	0
	80mm	95	97	95	93	90	82	-
エゾアワビ	890万個	887	717	694	760	779	639	409
	25-30mm	25	25	25	25	25	25	25
ウニ類	300万個	274	269	252	222	213	217	137
	15-20mm	17	17	17	17	17	17	17
マナマコ	60万個	24	32	46	51	56	59	46
	30mm	30	30	30	30	30	30	30

【課題】

	課題
ヒラメ	放流数は目標を達成しているものの、水揚量は低位横ばいが続いており、放流経費に見合う放流効果が発現されていない。
ホシガレイ	種苗の量産技術の開発を進めており、安定した種苗の確保が必要。
エゾアワビ	海洋環境の変化等により、餌料となる海藻が減少し、成長の遅れや、肥満度の低下が生じている。
ウニ類	資源量は豊富だが、冬場の水温の上昇などから、餌料となる海藻を食べ磯焼けの原因となっているほか、身入りの低下が生じている。
マナマコ	放流効果の検証が十分にされておらず、漁業生産面における放流の効果把握していくことが必要。
その他	資源の回復に向けては、継続した種苗放流が必要であるものの、自営定置におけるサケの不漁や、復興事業に係る自己負担分の償還などにより、漁協の経営状況は厳しく、種苗放流に充当できる予算が縮小している。

国の基本方針(骨子)

※ 赤字は8次方針で新規に示された内容を通し番号で示したものを。

第1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本的な方針及び指標

- 漁獲管理との一体的な取組
 - 放流効果の評価と効果的な栽培漁業の実施の基礎となる知見の収集・公表
- 放流効果の検証に基づく対象種の重点化を踏まえた効果的な栽培漁業の推進
 - 資源造成の目的を達成できている魚種は、種苗放流から漁獲管理への移行を推進
- 地先種に係る継続的な実施体制の確立に向けた取組
- 広域プランに基づく広域種の種苗放流の取組
 - 資源評価結果を踏まえた放流数量等の種苗放流に関する目標を設定。
 - 海洋環境の変化に伴う魚種の分布等の変化を踏まえた、適地、放流サイズ等の検討
- 共同種苗生産体制の構築
 - 複数の都道府県での共同利用や養殖用種苗生産を行う多目的施設への移行の検討
 - ICTの導入を図り、施設運営の省人・省力化とコストの削減を図る
- 放流効果の把握と生物多様性の保全への配慮
- 栽培漁業に関する国民の理解の醸成と普及
 - 遊漁における栽培漁業対象種の採捕量の情報収集の強化に努める
 - 水産資源の持続的な利用や水域環境の保全の重要性に対する理解の増進
- 種苗放流と種苗の育成の場の整備との連携の推進
- 東日本大震災からの復興
- 主な栽培漁業対象種の漁獲動向の見直し

第2 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る開発に関する事項

- 栽培漁業推進のための技術開発の推進
 - 積極的なICTの導入に努め、作業の自動化、省人・省力化を図る
 - 環境変化に適応した栽培漁業の実施等のための技術開発の推進
 - 新規栽培漁業対象種の探索や対象種の転換、種苗放流手法の見直し
- 技術の維持と継承
 - 既往技術の体系的なマニュアル化や普及・啓発
- 栽培漁業技術の展開
- 遺伝仕組換え生物等の取り扱い
- 外来生物の導入
 - 外来遺伝子の導入による品種開発等はカルタヘナ法に基づいて適正に実施
- (国研)水産研究・教育機構の役割

第3 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する重要事項

- 関係機関の連携
 - 環境変化に対応した栽培漁業の効率的かつ計画的な推進
- 都道府県栽培漁業協会等の連携体制の強化
- 基本方針の期間等

県の基本計画の主な方向性

※ 赤字は第8次計画において新設しようとする箇所

1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに育成に関する指針

- 国の資源評価結果も踏まえて資源状態を評価し、漁獲管理及び種苗放流に反映することで効果的な栽培漁業を推進する。【国方針第1-(1)-①】
- 放流効果の検証を継続し、放流効果の向上に努める。【国方針第1-(2)-②】
- 量産技術の開発段階にある魚種については、安定した量産技術を確立する。【国方針第1-(2)】
- 地先種(アワビ等)は、受益者である漁業者等が種苗生産・放流に要する経費を負担していく体制を維持する。【国方針第1-(3)】
- 広域種(ヒラメ)は、費用対効果を鑑み、受益者で種苗生産・放流経費を適正な割合で負担する放流体制を維持するとともに、放流適地等の条件を再検証し、より高い効果が得られる種苗放流の取組を推進する。【国方針第1-(4)-③・④】
- ホシガレイは、広域種として近隣県との連携により、親魚養成、種苗生産、中間育成などの分業により、効率的な種苗生産体制の構築を検討する。【国方針第1-(5)-⑤】

2 種苗の生産及び放流又は水産動物の育成を推進することが適当な水産動物の種類

- 魚類 ヒラメ、ホシガレイ
 貝類 エゾアワビ、アサリ(新規)【国方針 第2-(2)-⑩】
 その他 ウニ類、マナマコ

3 水産動物の種類ごとの種苗の放流目標

右上の目標指標の表(放流数等は関係者からの意見を踏まえ決定する)

4 放流効果実証事業に関する事項

- 放流効果の更なる向上や、経済効果の発現を図るため、次の魚種を対象に効果実証の取組を実施。
 魚類 ヒラメ(追加) 貝類 エゾアワビ(継続)
 その他 マナマコ(継続)

5 水産動物の種苗の生産及び放流並びに育成に関する技術開発に関する事項

- 上記2に掲げる魚種について、種苗生産及び放流に関する技術の改良を図り、目標年度(令和8年度)における技術開発水準の向上を推進する。
 【国方針第2-(1)-⑨】

6 水産動物の放流後の生育、分布及び採捕に係る調査に関する事項

- 放流した種苗の生残、分布、移動及び改修等の調査は、水産技術センター、(国研)水産研究・教育機構及び岩手県栽培漁業協会等が連携し、その効果の把握に努める。
- また、広域種(ヒラメ)については、複数県での連携により、共通した放流効果調査の体制構築を進めていく。【国方針第3-(2)】

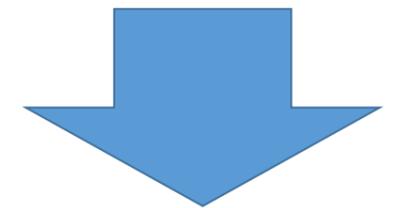
7 その他必要な事項

- 磯焼けによる餌料環境の悪化や水温の上昇など海洋環境の変化に対応した栽培漁業の推進。【国方針第3-(1)-⑬】

※その他、国方針で示された内容は県の基本計画に反映させていく予定。

【目標指標】

水産動物の種類	放流数			放流サイズ		
	7次	8次		7次	8次	
ヒラメ	110	見直し	万尾	全長	50-60	同左 mm
ホシガレイ	10	同左	万尾	全長	80	同左 mm
エゾアワビ	890	見直し	万個	殻長	25-30	検討中 mm
ウニ類	300	見直し	万個	殻径	15-20	同左 mm
マナマコ	60	見直し	万個	全長	30	同左 mm
アサリ	-	検討中	万個	殻長		検討中 mm



【目指す姿】

- 将来にわたって国民に安全で良質な水産物の安定供給を図る
- 若い担い手が意欲を持って就業できる夢のある水産業の実現と活力のある漁村の創造に資する



本県の「つくり育てる漁業」を積極的に展開していきます